

会員
特典

青色申告会の 「葬儀支援サービス」

新たな会費や
制度加入手続きは
不要です。



制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755

※記載のサービス内容は、状況により変更となる場合がございます。

ポイント
1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に欠かすことのできない品目やサービスを「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを26.4万円(税込)でご提供いたします。

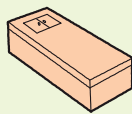
葬儀基本セット (首都圏平均50万円相当)

※首都圏の場合の標準的な品目です。

祭壇



お棺



(内装用品・納棺用品)

ご遺影



(白黒)

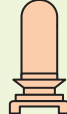
寝台車



病院からの搬送

(車庫から10kmまで)

お位牌



(白木)

ご焼香用品／枕飾り／会葬礼状(100枚)／
ご遺体保存用品(ドライアイス1回分)／
お清めセット／門標／忌中額／
式場内・外装飾用品／
見積り係員派遣・諸官庁手続き／

【注意】 式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料などは基本セットに含まれておりませんので、別途費用が掛かります。

対象者と基本セットご利用料金 (首都圏平均50万円相当)

| 対象者 (ご葬儀の対象となる故人さま) | ご利用料金 |
|--|------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 会員本人 及び 従業員 ● 会員本人 及び 従業員の配偶者・子女 ● 会員本人、従業員 及び 配偶者の両親 ● 会員本人、従業員 及び 配偶者の祖父母 | <p>26.4万円 (税込)</p> |

さらに

くらしの友互助会会員の方は、
葬儀費用総額から5万円を差し
引きます。 ※特別適用者は除く
くらしの友互助会加入者の施行につ
いては、儀式サービス特典が優位と
なる場合を除き、基本的には互助会
利用を優先するものとします。
その場合、供花サービスのご提供
はございません。
(互助会と一緒に利用した場合のみ)

<特別適用> ● (会員本人、従業員 及び 配偶者)の兄弟姉妹、おじおば、甥姪、孫、いとこ 33万円(税込)

ポイント
2

葬儀に関する不安を軽減

家族葬、宗教・宗派問わずご相談ください。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

● 全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応

フリー
コール
0120-421-493

最初に「所属の青色申告会名」をお申しつけください。

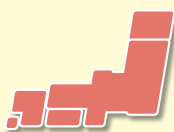
ご利用の際は事前に左記の電
話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連
絡ではご利用になれません。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス 検索 制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。

ユーザー名: gishiki パスワード: パスワードは全国儀式サービス コールセンターにてご確認ください。

“安心” 全国ネットワーク



葬儀支援サービスは全国の葬儀社とネット
ワークを組んでおり、北海道から沖縄まで、
厳選した約500の加盟葬儀社、2,700を超える
斎場施設で全国をカバーしています。

提携葬儀社トピックス くらしの友

くらしの友は首都圏を中心に30箇所の直営
斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高
く、おすすめしている提携葬儀社です。

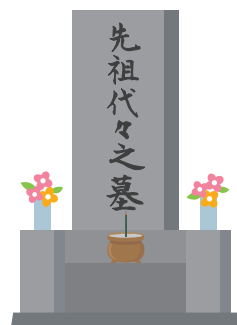


いがいと知らない

〇〇の話

お墓

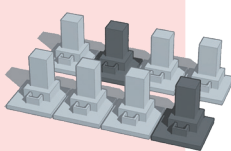
日本では、亡くなった後、火葬された焼骨は「お墓」に埋葬されます。「墓」の語源は「投げ棄てる場所」を意味する「ハフル」ではないかと言われています。現在、埋葬場所については「墓地、埋葬等に関する法律」に定められています。ご遺骨をお墓以外の区域に埋めたりすることはならないとありますが、「お墓」を建てたり守り続けるのは義務ではありません。ご遺体やご遺骨を埋葬する場所を**墳墓(ふんぼ)**といい、元々は「土を盛って作るお墓」という意味がありました。一般的になじみがあるお墓は、その**墳墓に墓標(ぼひょう)**(めじるし)として「〇〇家先祖代々之墓」「〇〇家之墓」などと彫られている墓石だと思えます。



墓地と霊園の違いは？

法律で**墓地**とは「墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域のこと」の規定があります。墓地と言えば、一般的に寺院の境内地をイメージし、寺院で墓地を購入する場合は檀家にな

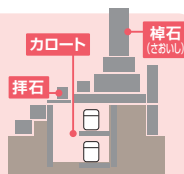
らなければならない場合があります。**霊園**とは寺院以外の墓園をいいます。民営霊園と公営霊園があり、民営霊園は公益法人、宗教法人などが運営する霊園で、公営霊園は都道府県・市町村などの自治体が運営する霊園です。



お墓の中はどうなってる？

中は**カロート(納骨室)**と呼ばれる空間です。火葬後、骨壺はこのカロートの中に納められます。また何代か続いているお墓ならば、代々

納骨した骨壺がすでに納められています。通常は**拝石(はいせき)**という板状の石で蓋がされています。地域やお墓によってカロートの入口や内部の構造が違います。



墓じまいとは？

お墓を守る人がいない、お墓のある場所が遠いなどの理由でお墓参りが途絶えてしまった場合、「**墓じまい**」という方法をとることがあります。墓じまいとは、**現在のお墓を撤去し更地にし、遺骨を他の墓地に移転、あるいは永代供養など別の形で供養すること**です。一口に「墓じまい」と言っても土地管理や供養、石材処理などが必要になる場合があります。



多様化のご供養方法

納骨の方法は以前に比べて選べるようになってきました。ここではどのような方法があるか、ご紹介します。

手元供養

ご遺骨を自宅で保管する方法です。ちなみに、お墓を自宅の庭に作りその中や下に遺骨を埋葬することは法律により禁じられています。



散骨

ご遺骨を粉骨して海や山、空などにまいて供養する方法です。自治体により規制や条例、ガイドラインを設けていることもあります。



樹木葬

樹木葬とは、墓石の代わりに樹木を墓標に置き換えてご遺骨を埋葬する方法です。樹木墓地、樹林墓地と呼んでいるところもあります。



永代供養

永代供養とは、ご遺骨を遺族ではなく寺院が責任を持って永代(または一定の期間)にわたって供養と管理をおこなっていく供養形態です。

